

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月16日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第6号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和41年大和市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第173条の6」を「第173条の7」に改める。

第40条の2第2項第2号に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

第46条の2第2項中「つり銭交付申請書を送付し」を「依頼し」に改める。

第54条第1項ただし書中「、職員手当」を「及び職員手当」に、「（）及び退職手当」を「第109条において同じ。）」に改める。

第57条第3項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 自動振込方式（債権者からの申出により、当該債権及び当該申出以後に新たに生じた債権について、これらの債権の額の限度において何らの手続を要することなく当該債権者に支払を行う方式をいう。）によるもの

第67条第1項第2号中「指定納付受託者」の次に「又は指定公金事務取扱者」を加える。

第75条の12を次のように改める。

（公金の振替）

第75条の12 指定金融機関への公金の振替は、会計管理者の指示するところにより行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の公金の振替があったときは、速やかに政令第168条の3第3項後段に規定する預金口座に振り替える手続をしなければならない。

第76条の2中「納税通知書」を「納入通知書等」に改める。

第76条の4を次のように改める。

（払出し）

第76条の4 会計管理者は、振替受払通知票により払出しをさせる公金の金額を確認し、及び当該公金の払出しの指示をするものとする。

第97条中「第243条の2の8第1項後段」を「第243条の2の9第1項後段」に改める。

第98条第2項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第109条第1項中「等（会計年度任用職員に支給するものを除く。）」を「、職員手当、退職手当及び共済費」に、「収納手続」を「収支手続」に改め、「あるのは」の次に「、」を加え、同条第2項中「あるのは」の次に「、」を加え、同条に次の1項を加える。

3 歳入歳出外現金のうち、地方税法その他法令に基づく差押物件に係る公売代金等（収納課所管分に限る。）の支払については、第78条第2項中「予算執行主管課長」とあるのは、「収納課長」とする。

別表第5 収納代理金融機関の項中

株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 スルガ銀行株式会社 株式会社静岡銀行 株式会社静岡中央銀行 株式会社神奈川銀行 株式会社埼玉りそな銀行 さがみ農業協同組合 ハナ信用組合 横浜幸銀信用組合 平塚信用金庫 城南信用金庫 横浜信用金庫 中央労働金庫	本店及び支店	指定する公金の収納事務
株式会社ゆうちょ銀行	神奈川県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び山梨県に所在する株式会社ゆう	指定する公金の収納事務

	うちよ銀行 及び郵便 局。ただ し、自動払 込みについ ては全国の 株式会社ゆ うちよ銀行 及び郵便 局。
--	--

を	株式会社みずほ銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 スルガ銀行株式会社 株式会社静岡銀行 株式会社静岡中央銀行 株式会社神奈川銀行 株式会社埼玉りそな銀行 さがみ農業協同組合 ハナ信用組合 平塚信用金庫 城南信用金庫 横浜信用金庫 中央労働金庫	本店及び支店	指定する公金の 収納事務
	横浜幸銀信用組合	本市に所在する支店	
	株式会社ゆうちょ銀行	神奈川県、東京都、茨城県、栃木	

に改める。

県、埼玉 県、千葉県 及び山梨県 に所在する 株式会社ゆ ちょ銀行 及び郵便 局。ただ し、自動払 込みについ ては全国の 株式会社ゆ ちょ銀行 及び郵便 局。
--

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第40条の2第2項第2号にただし書を加える改正規定、第46条の2第2項及び第54条第1項ただし書の改正規定、第57条第3項中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定、第67条第1項第2号、第75条の12第1項及び第2項、第76条の2、第76条の4並びに第109条第1項及び第2項の改正規定並びに同条に1項を加える改正規定は公布の日から、第1条、第97条及び第98条第2項の改正規定は令和8年9月24日から施行する。